府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の二第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口一博
財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第六号ロに掲げる要件を満たしていることを証する書類を添付する場合には、第十号から第十二号までに掲げる書類を添付することを要しない。

第三十八条第二項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号ロ中「再生計画認可の決定がある」を「再生計画認可の決定が確定した」に、「第百九十九条第一項」を「第百九十九条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該申請者のうち特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類

第四十八条第八項中「に掲げるもののいずれかが生じた」を「のいずれかに該当する」に改め、「主務大臣に」を削り、「次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を」を「当該各号に掲げる書類を添えて、その旨を主務大臣に」に改め、同項第一号中「特定中小企業者が特別清算開始の命令を受けた」を「特定中小企業者について特別清算終結の決定が確定した」に、「特別清算開始の命令を証する書類」を「特別清算終結の決定が確定したことを証する書類」に改め、同項第二号中「開始」を「終結」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者の清算が結了したとき　清算結了の登記に係る登記事項証明書

様式第五十七別表5を次のように改める。

別表5
中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

①	中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者が承継する事業に従事する特定中小企業者の従業員数				人
②	承継事業者が承継する事業と同種の事業を営んでいる場合は、当該承継事業者の営む事業に従事する従業員数				人
③	事業の承継後の承継事業者が承継した事業に従事する予定の従業員数（認定計画の実施期間における毎事業年度について記載すること）	年度末	年度末	年度末	人
		年度末	年度末	年度末	人
		年度末	年度末	年度末	人
④	中小企業承継事業再生の開始時期における承継事業者の従業員数				人
⑤	中小企業承継事業再生の終了時期における承継事業者の従業員数				人
⑥	③中、新規採用される従業員数（認定計画の実施期間における毎事業年度について記載すること）	年度末	年度末	年度末	人
		年度末	年度末	年度末	人
		年度末	年度末	年度末	人
⑦	中小企業承継事業再生に伴い出向又は解雇等される従業員数				人

様式第七十を次のように改める。

様式第七十（第48条関係）

認定中小企業承継事業再生計画に係る特別清算終結（破産手続終結）（清算結了）報告書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名　印

平成　年　月　日付けで認定を受けた中小企業承継事業再生計画の実施に当たり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則第48条第8項第　号に掲げる場合に該当するため下記のとおり報告します。

記

（備考）
1．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2．用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
（記載要領）
本施行規則第48条第8項各号に掲げる事項に照らして記載する。